

香川県条例第11号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第1項第2号、<u>第21条の5の15第3項第1号</u>（同法第21条の5の16第4項、<u>第21条の5の20第2項及び第24条の9第3項</u>（同法第24条の10第4項及び<u>第24条の13第2項</u>において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第16条第1号において同じ。）、<u>第21条の5の17第1項第1号及び第2号、第21条の5の19第1項及び第2項、第24条の12第1項及び第2項並びに第45条第1項、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）、<u>第72条の2第1項第1号及び第2号、第74条第1項及び第2項、第86条第1項、第88条第1項及び第2項、第97条第1項から第3項まで、第111条第1項から第3項まで、第115条の2第2項第1号（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の11の規定により同法第70条の2第4項の規定を読み替えて準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）</u>、<u>第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（同法第37条第2項、第38条第3項（同法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第41条第4項において準用する場合を含む。第16条第3号において同じ。）、第41条の2第1項第1号及び第2号、第43条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項、第80条第1項並びに第84条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定</u></u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第1項第2号、<u>第21条の5の15第2項第1号</u>（同法第21条の5の16第4項及び<u>第24条の9第2項</u>（同法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第16条第1号において同じ。）、<u>第21条の5の18第1項及び第2項、第24条の12第1項及び第2項並びに第45条第1項、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号、<u>第47条第1項第1号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）</u>、<u>第81条第1項及び第2項、第86条第1項、第88条第1項及び第2項、第97条第1項から第3項まで、第115条の2第2項第1号（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の11の規定により同法第70条の2第4項の規定を読み替えて準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）</u>並びに<u>第115条の4第1項及び第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（同法第37条第2項、第38条第3項（同法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第41条第4項において準用する場合を含む。第16条第3号において同じ。）、第43条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項、第80条第1項並びに第84条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定</u></u></p>

の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準（以下「基準」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 略

（基準の一般原則）

第3条 略

（指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができる者等）

第16条 略

（1）児童福祉法第21条の5の15第3項第1号 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の34及び第25条の21の2

（2）・（3） 略

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1～8 略	
9 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	略
9の2 介護保険法第8条第29	介護医療院の人員、施設及び設

によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準（以下「基準」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業をいう。

（基準の一般原則）

第3条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第1の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。

2 前項の規定により同項の法令に規定する基準を社会福祉施設等の基準とするに当たっては、本県の実情を考慮して、同項の法令のうち別表第2の第1欄に掲げる法令の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

（指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができる者等）

第16条 次の各号に掲げる法令の規定の条例で定める者は、当該各号に定める法令の規定に定める者とする。

（1）児童福祉法第21条の5の15第2項第1号 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の34及び第25条の21の2

（2）・（3） 略

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1～8 略	
9 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	略

<u>項に規定する介護医療院</u>	<u>備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）</u>		
10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業	略	10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業	略
11 介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設	略	10の2 介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業及び同法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業	<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）</u>
12・13 略		11 介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設	略
14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センター	略	12・13 略	
15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項に規定する福祉ホーム		14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項に規定する地域活動支援センター	略
16～19 略		15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第26項に規定する福祉ホーム	
		16～19 略	

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	略		

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	略		

<u>介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準</u>	<u>第42条第2項</u> <u>第45条第2項第1号イ(2)</u>	<u>2年間</u> <u>おおむね10人</u>	<u>5年間</u>		
<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>	略			<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>	略
<u>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準</u>	略			<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準</u>	<u>第29条第2項</u> <u>2年間</u> <u>5年間</u>
略				<u>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準</u>	略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。